

追加議案（平成27年6月19日提出）

議案番号	件	名
------	---	---

議第55号	損害の賠償について	
-------	-----------	--

議第55号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成27年3月30日午前10時20分頃、市庁舎東側駐車場で公用車を後退させたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

182,088円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成27年6月19日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決が必要である。